

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

平成 29 年 8 月 10 日 答申分

○答申の概要

年金記録の訂正の必要があるとするもの 3件

厚生年金保険関係 3件

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第1700063号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第1700080号

第1 結論

請求者のA社における平成16年7月9日の標準賞与額を9万7,000円に訂正することが必要である。

平成16年7月9日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年7月9日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和49年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年7月

厚生年金保険の記録では、A社に勤務していた平成16年7月の標準賞与額の記録がない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、調査の上、請求期間における標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者から提出された預金通帳及び複数の同僚から提出された請求期間に係る賞与明細書（写）から判断すると、請求者は、A社から当該期間において賞与の支払を受け、当該賞与から厚生年金保険料を事業主により控除されていたことが認められる。

なお、請求期間の賞与支給日については、上記預金通帳において確認できる振込日から、平成16年7月9日とすることが妥当である。

また、請求期間の標準賞与額については、上記の預金通帳及び賞与明細書（写）により推認できる賞与額から、9万7,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年7月9日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受) 第1700068号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚) 第1700081号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額を、平成16年12月15日は38万円及び平成18年8月10日は50万円に訂正することが必要である。

平成16年12月15日及び平成18年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成16年12月15日及び平成18年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和44年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成16年12月

② 平成18年8月

A社において、請求期間①及び②に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

請求期間①及び②の賞与振込額が分かる預金通帳(写)及び預金取引明細(写)を提出するので、調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間①及び②に係る「賃金台帳」(写)及び同社の回答並びに請求者から提出された預金取引明細(写)により、請求者は、請求期間①に38万円、請求期間②に50万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間①及び②の賞与支給日については、上記預金取引明細(写)により確認できる振込日、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書(写)及びA社の取締役の陳述から、請求期間①は平成16年12月15日、請求期間②は平成18年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成16年12月15日及び平成18年8月10日の賞与について、請求者の健康保険

厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所（当時）に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越（神奈川）（受）第 1700069 号
厚生局事案番号 : 関東信越（神奈川）（厚）第 1700082 号

第1 結論

請求者のA社における平成18年8月10日の標準賞与額を28万円に訂正することが必要である。

平成18年8月10日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成18年8月10日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和32年生

住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成18年8月

A社において、請求期間に賞与が支給され、厚生年金保険料を控除されていたが、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録がない。

調査の上、当該期間に係る標準賞与額の記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社から提出された請求者の請求期間に係る「賃金台帳」(写)及び同社の回答により、請求者は、当該期間に28万円の賞与の支払を受け、当該賞与額に見合う標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の賞与支給日については、複数の同僚から提出された当該期間に係る賞与明細書(写)及び事業主の回答から、平成18年8月10日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成18年8月10日の賞与について、請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについて

は、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。